平成16年度九大規則第61号制 定:平成16年4月1日最終改正:令和5年3月31日(令和4年度九大規則第84号)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、九州大学(以下「本学」という。)における総合情報伝達システム(以下「情報伝達システム」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 情報伝達システムは、本学職員等の共同利用により、教育、研究及び事務処理に関する 情報を円滑に伝達することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 情報伝達システム 次号に規定する基幹LAN及び第3号に規定する支線LANによるコンピュータネットワークをいう。
 - (2) 基幹LAN 病院地区、筑紫地区、大橋地区及び伊都地区の地区間ネットワーク並びに各地区内における建物間を接続する幹線ネットワーク並びに情報統括本部長が認めた遠隔地研究施設等を接続するネットワークをいう。
 - (3) 支線LAN 基幹LANに接続される建物内のネットワーク及び遠隔地研究施設内のネットワークをいう。
 - (4) 部局 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、各学内共同教育研究センター、各学部等の附属施設、情報統括本部、学術研究・産学官連携本部、未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部、未来人材育成機構、各推進室等、事務局、部局事務部及び監査・コンプライアンス室並びに九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程(平成19年度九大規程第11号)第2条に規定する各拠点をいう。
 - (5) 部局長 前号の部局の長をいう。

(総長の責務)

第4条 総長は、情報伝達システムに関する業務を総括する。

(部局長の責務)

- 第5条 部局長は、部局における支線LAN等の管理及び運用並びに電子メールシステム等の利用に関する業務を掌理する。
- 2 部局長は、情報伝達システムの管理及び運用を円滑に行うため、第7条に規定する情報統括本部の業務の遂行を支援するものとする。

(委員会)

- 第6条 情報伝達システムの管理及び運用に関する次に掲げる事項の審議は、別に定める九州大学情報統括本部運営会議(以下「運営会議」という。)において行う。
- (1) 情報伝達システムの管理及び運用の基本方針に関すること。
- (2) 情報伝達システムの将来計画に関すること。
- (3) 情報伝達システムの管理及び運用に要する経費に関すること。
- (4) 情報伝達システムの管理及び運用に係る規則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他情報伝達システムの管理及び運用に係る重要事項に関すること。

(管理部局等)

- 第7条 情報伝達システムの管理及び運用に関する次に掲げる業務は、情報統括本部において行 う。
 - (1) 基幹LAN及び基幹LANを構成する機器並びに各種サーバ機器の管理及び運用に関すること。
 - (2) 基幹LANの地区間及び遠隔地間接続に関すること。
 - (3) 対外接続に関すること。
 - (4) 情報伝達システムに係る情報処理技術及び情報通信技術の調査研究に関すること。
 - (5) 情報伝達システムに係る分析、評価及び適正化に関すること。
 - (6) 情報伝達システムの利用の広報及び講習会に関すること。
 - (7) 情報伝達システムに係る利用申請及び運用に係る統計に関すること。
 - (8) 情報伝達システムの管理及び運用に係る各部局との連絡・調整に関すること。
 - (9) その他情報伝達システムの管理及び運用に関すること。

(支線 L A N管理者)

- 第8条 部局に、当該部局の支線LANごとに、次に掲げる業務を処理するため支線LAN管理 者を置く。
 - (1) IPアドレス(支線LAN接続機器アドレス)の管理に関すること。
 - (2) 支線LANの障害時の原因調査及び対処に関すること。
- (3) 情報統括本部との連絡調整に関すること。
- 2 支線LAN管理者は、部局長が当該部局の職員のうちから指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、部局長が必要と認めたときは、当該部局所属の職員以外の本学職員に、当該職員が所属する部局の長の同意を得て、支線LAN管理者を委嘱することができる。 (ネットワークの変更)
- 第9条 情報統括本部長は基幹LANの変更及びノード機器と支線LANの接続形態の変更をしようとするときは、あらかじめ運営会議の承認を得るものとする。
- 2 部局長は、支線LANの構成を変更し、又は拡張しようとするときは、あらかじめ情報統括 本部長と協議するものとする。

(利用)

- 第10条 情報伝達システムを利用することができる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 本学の職員
- (2) その他部局長が適当と認めた者
- 2 情報伝達システムの利用手続等については、別に定める。

(利用制限等)

- 第11条 情報統括本部長は、情報伝達システムの運用に支障をきたす行為又は情報伝達システムの不正利用を行った者に対し、当該部局長と協議のうえ、利用制限等の措置を取ることができる。
- 2 情報統括本部長は、前項の規定により利用制限等の措置を行ったときは、運営会議に報告しなければならない。

(事務)

第12条 情報伝達システムに関する事務は、関係部局の協力を得て、情報システム部情報基盤 課において処理する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年度九大規則第257号)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成17年度九大規則第18号)
- この規則は、平成17年10月1日から施行する。 附 則(平成18年度九大規則第87号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成19年度九大規則第65号)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成20年度九大規則第7号)
- この規則は、平成20年7月1日から施行する。 附 則(平成20年度九大規則第72号)
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成21年度九大規則第31号)
- この規則は、平成21年10月1日から施行する。 附 則(平成22年度九大規則第66号)
- この規則は、平成22年12月1日から施行する。 附 則(平成22年度九大規則第145号)
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成23年度九大規則第42号)
- この規則は、平成23年10月1日から施行する。 附 則(平成24年度九大規則第99号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成25年度九大規則第29号)
- この規則は、平成25年10月1日から施行する。 附 則(平成26年度九大規則第119号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成28年度九大規則第55号)
- この規則は、平成28年10月1日から施行する。 附 則(平成29年度九大規則第35号)
- この規則は、平成29年11月1日から施行する。 附 則(平成29年度九大規則第53号)
- この規則は、平成30年2月1日から施行する。 附 則(平成30年度九大規則第55号)
- この規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 附 則(平成30年度九大規則第73号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和2年度九大規則第60号)
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年度九大規則第31号)
- この規則は、令和3年5月1日から施行する。 附 則(令和4年度九大規則第84号)
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。